平成２２年（フ）第９号
愛媛県四国中央市寒川町532番地の３
債務者　宝利　裕子
1　決定年月日時　平成22年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２２年（フ）第９３号
愛媛県西条市樋之口93番地３
債務者　寶田　昌代
1　決定年月日時　平成22年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２２年（フ）第９４号
愛媛県四国中央市土居町野田甲482番地27
債務者　江口　幸博
1　決定年月日時　平成22年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２２年（フ）第１０８号
愛媛県四国中央市三島宮川２丁目６番27号
債務者　藤川　博子
1　決定年月日時　平成22年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２２年（フ）第１１２号
愛媛県四国中央市川之江町1826番地１
債務者　中谷　重里
1　決定年月日時　平成22年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２２年（フ）第４６号
福岡県田川郡川崎町大字田原129番地
債務者　池本　一子
1　決定年月日時　平成22年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２２年（フ）第４７号
福岡県田川郡川崎町大字池尻110番地
債務者　今村　征義
1　決定年月日時　平成22年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２２年（フ）第５９号
福岡県田川市大字夏吉34番地
債務者　萩尾　裕子
1　決定年月日時　平成22年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２２年（フ）第１２４号
宮崎県小林市野尻町紙屋3412番地ロ
債務者　村田美津子
1　決定年月日時　平成22年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２２年（フ）第１６３号
宮崎県西臼杵郡高千穂町大字押方1313番地
債務者　佐藤　　幸
1　決定年月日時　平成22年７月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第１６４号
宮崎県延岡市北方町蔵田辰165番地
債務者　稲見いずみ
1　決定年月日時　平成22年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第１６６号
宮崎県延岡市伊形町5455番地３
債務者　安藤眞由美
1　決定年月日時　平成22年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第１６７号
宮崎県延岡市北一ケ岡３丁目15番２―303号
債務者　平塚　行美
1　決定年月日時　平成22年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第７９号
鹿児島県志布志市志布志町安楽190番地16
寿住宅３号棟301号
債務者　前田由香里（旧姓山裾）
1　決定年月日時　平成22年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２２年（フ）第８０号
鹿児島県志布志市志布志町帖3924番地１　メルヘンハイツＡ―101号
債務者　東　　弘崇
1　決定年月日時　平成22年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２２年（フ）第２３０号
沖縄県島尻郡与那原町字上与那原332番地
城間アパート２号
債務者　嶺井　　操（旧姓玉城）
1　決定年月日時　平成22年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第２４５号
沖縄県那覇市泊３丁目３番地４　田場方301
債務者　阿波　　靖
1　決定年月日時　平成22年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
那覇地方裁判所民事第３部